

見舞金給付便り

NO.59

岐阜県PTA見舞金給付会事務局
岐阜市菅原町3丁目3番地 岐阜県校長会館内
TEL: 058-262-3257 FAX: 058-262-3259
E-mail: info@gifu-ptta.jp

「見舞金給付会の手引」は、 手元にありますか？

令和5年3月末に貴所属郡市PTA連合会事務局宛に、令和5年度版の「岐阜県PTA見舞金給付会の手引」をお届けしました。新年度の初めに配布していただけますので、ご活用ください。

PTAが主催共催する活動中に、ケガをされた方があつたり損害賠償事案が発生したりした場合に、「医療見舞金」や「修繕費」等が支払われます。給付対象となる事例や給付の手続き等が「手引」に記載されています。

もし活動中に事故が発生した時には、「手引」裏表紙の「給付までの流れ」をご覧になって、手続きをお願いします。(※実務は教頭先生にお願いします。)

また、「どんなときに見舞金給付会が活用できるのか」は、「手引」の表紙裏や1~2ページの「見舞金給付会の利用にあたって」を見てください。

各活動において事故がないように注意していたらしくとともに、活動後には「必ず事故の有無を確認する」ようお願いします。

■ここ数年の災害事例から

この3年間はコロナ禍の関係で、PTA活動が自粛・中止が多くなったため、災害事故報告書や賠償責任に関する事故報告書の件数は激減しています。その事故報告書によると、

今回は、令和元年度以降の災害事故事例を紹介します。どんな事故もないことが一番です。活動前に十分な注意喚起をお願いします。

医療見舞金給付事例①

家庭教育学級「スポーツ交流会」のソフトバレーボール中に、レシーブしようとして一步踏み込んだ際に、右足アキレス腱を断裂した。近くの病院に行き診察を受け、紹介された他の病院で入院・手術をする。その後通院治療とリハビリが半年近く続く。
→入院・手術・通院見舞金を支払う。



損傷賠償保険金支払事例①

PTAの環境整備作業で、校舎間の中庭の草を草刈機で刈っていたところ、小石を跳ねて校舎の窓ガラスを破損した。
⇒委託保険会社よりガラス修理代が支払われる。(免責千円は単位PTA支払い)

損傷賠償保険金支払事例②

PTA朝のあいさつ運動の準備中に、壁にたてかけておいた幟旗が風で倒れ、近くに駐車してあった自動車のバンパー周辺を傷つけた。
⇒委託保険会社より自動車の修理代が支払われる。(免責千円は単位PTA支払い)

今年度は、賠償責任保険の自己負担額(免責)は、
対人と対物については0円となります。

【自動車の使用についてご注意ください。】

PTA活動中に使用する自動車が起こした対人・対物事故による損害賠償、運転手や同乗者のケガに対する損害賠償、使用する自動車の破損等への損害賠償は保険金の支払いはできません。

PTA会員の方に理解をしていただき、車を提供していただく必要があります。

■お知らせ

～見舞金給付制度の周知～

年度初めのPTA本部役員会等で、見舞金給付会の制度について、是非話題にしていただきますようお願いします。その際、お届けした「会員配布用、PTA見舞金について」をご活用ください。

右のQRコードから岐阜県PTA連合会のHPを開き、見舞金給付会の給付規程をはじめ、災害発生時の報告・申請に関する書類等、詳細をご覧いただくことができます。



医療見舞金給付事例②

資源回収に参加し、紐で束ねた雑誌をトラックの荷台に積み込む作業を繰り返し行っていた。作業後に左手に痛みを感じたので、病院で診察を受けた。

左手第4指剥離骨折と診断され、固定して通院治療を続けた。

→通院見舞金を払う。



■『PTA24保険』への加入を！

岐阜県条例により、昨年10月から自転車損害賠償責任保険への加入が義務化されました。小中学生が運転する自転車側が原因による人身事故は増加傾向あり、さらには高額賠償事故も発生しています。『PTA24保険』は、賠償責任補償があり、学校から貸与されたタブレットや楽器等の借用物も保険の対象となっています。

充実した補償の『PTA24保険』への加入を是非検討してください。(詳細については、PTA24保険事務局 058-240-2022へお問い合わせください。)